

「女性の健康」 ナショナルセンター機能の構築について

令和 5 年 11 月 7 日

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築に係る政府方針

- 女性の活躍促進や子育て支援の観点から、「骨太の方針」や「こども未来戦略方針」などにおいて、国立成育医療研究センターに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や女性の健康に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供を行う仕組みを構築することとされている。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）

第2章 新しい資本主義の加速

4. 包摂社会の実現

（女性活躍）

（略）フェムテックの利活用やナショナルセンター機能の構築を含めた女性の健康支援、WPS等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する。

- 女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）

（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

（5）生涯にわたる健康への支援

④ 「女性の健康」ナショナルセンターの創設

女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、性差医療の視点も持ちつつ、長期的、継続的かつ包括的な観点に立って健康の増進を支援することが必要である。国立成育医療研究センターに「女性の健康」に関するナショナルセンターとしての機能をもたせるとともに、全国の研究機関等の支援のため、我が国の女性の健康に関する研究の司令塔機能を構築する。また、「女性の健康」に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供ができる仕組みを構築する。

【こども家庭庁、厚生労働省】

- こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）

Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を進める。（略）

令和6年度概算要求額 25億円 (-) ※ (-)内は前年度当初予算額

1 事業の目的

・女性は、ホルモンのバランスの変化等により、ライフステージ毎にその心身の状況が大きく変化し、様々な健康上の問題等が生じるため、女性の健康や疾患について、心身における性差も加味し、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明と予防及び治療に向けた研究を推進する。

2 事業の概要

・国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、「女性の健康」に関する司令塔機能を担い女性の体とこころのケアなどの支援等に関するモデル的な取組の均てん化を行う。

実施主体：国立研究開発法人国立成育医療研究センター

3 事業スキーム・実施主体等

「女性の健康」ナショナルセンター

◆ 女性の健康に関するデータセンターの構築

- ・ 医療機関や研究機関などの協力を得て、女性のライフコース毎のデータの収集・解析を行い、女性の健康に関する新たな知見を発掘及び臨床試験を実施するための基礎情報を収集
- ・ 収集したデータの解析やAI予測を実施し、新たなエビデンスを創出
- ・ 収集したデータを全国の研究機関・企業が活用できるよう、データ管理、提供を行う窓口を設置

◆ 女性のライフコースを踏まえた基礎研究・臨床研究の積極的な推進

- ・ 女性の健康に関する調査・研究は多様なアプローチが必要のため、医学的視点だけでなく、社会学や経済学からの研究者を集め、包括的な取組を実施
- ・ 女性特有の疾患領域における治験等を推進するため、オープンイノベーションセンター等を整備
- ・ 女性特有の疾患領域の研究を実施する研究機関とネットワークを構築し、企業の治験に協力できる医療機関の紹介等の調整機能を整備

◆ 情報収集・発信、政策提言

- ・ 「女性の健康」に関するウェブサイトや相談窓口を設置
- ・ 最新の研究成果について、積極的に情報収集・発信、政策提言

◆ 女性の体とこころのケアなどの支援等

- ・ プレコンセプションケアの均てん化に資するモデル事業、調査研究、情報発信等を実施（プレコンセプションケアセンターの新設）
- ・ 産後の女性の体とこころのケアや子育てを支援し、安心して子育てができる環境（産後ケアセンター）の整備
- ・ 「妊娠と薬情報センター」の機能を維持して発展させるために、人材、設備、DXの拡充

創薬に向けた
共同開発・
治験参加医療
機関の紹介等

製薬企業

データの
提供・活用等

協力医療機関
関係学会等

相談・情報提供等

国民

(参考資料) 第7分野関連施策

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

- がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う（注）とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注）個別受診勧奨・再勧奨の対象と受診間隔

子宮頸がん検診：20～69歳の女性 2年に1回

乳がん検診：40～69歳の女性 2年に1回

胃がん検診：50～69歳の男女 2年に1回

（胃部エックス線検査は40歳以上も可 年1回）

肺がん検診：40～69歳の男女 年1回

大腸がん検診：40～69歳の男女 年1回



2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者（子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳）に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

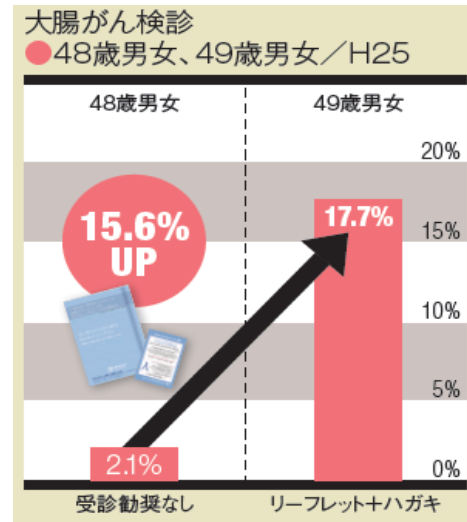
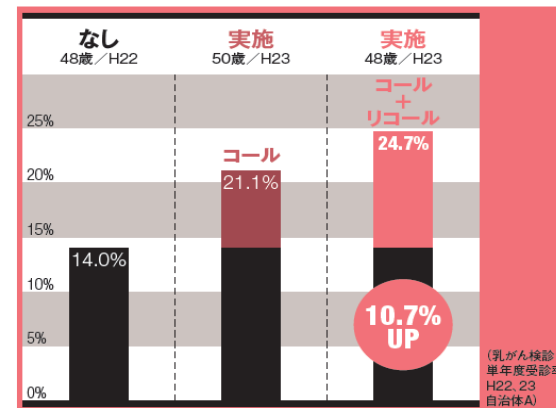
3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体：市区町村

補助率：1/2

（受診勧奨の効果の事例）



※がん検診受診率向上施策ハンドブック（厚生労働省）より

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業

● ねらい：がん検診におけるアクセシビリティ向上等による受診率向上

がん検診について、第3期がん対策推進基本計画で目標としている受診率50%は、肺がん(男)以外は達成していない。がんの死亡率減少を目指す中で、がんの早期発見・早期治療を促すため、がん検診の更なる受診率の向上に向け施策を重点化させる観点から、どのような手法で取り組むことがより受診率の向上等に効果的であるかについて検証する。効果検証に当たっては、がん検診受診率及び精密検査受診率を測定指標とする。

● 実証の手法

現在、各自治体で実施されているがん検診の実態や既存研究による受診率向上策の効果検証結果等を整理した上で、効果検証を行う。市町村で、がん検診受診状況を把握するための名簿等を整備した上で、受診率向上策（ナッジ理論を活用した受診勧奨等）を講じた群と、当該向上策を講じなかった群を設定し、前者と後者の実施率の差異を検証・分析する。（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検診に限る）また、受診率向上施策に対する受診率上昇等の医療経済効果の算出を行う。

【具体的な実証手法】

- ・ ナッジ理論やソーシャル・マーケティングの手法等を用いた効果的な勧奨方法の活用
- ・ 特定健診とがん検診の同時実施（乳がん・子宮頸がん検診も含む）
- ・ 市町村等の境界を越えて受診できるがん検診 等

【対象者】

- ・ 市町村等

● 実証のスケジュール（案）

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
<11月～> <ul style="list-style-type: none">・ 市町村に対する実施状況調査・ 受診率向上パッケージ作成（効率の良い方法の収集）・ 実証フィールドの選定・ 来年度介入準備・ 医療経済効果の検討・ 審査・評価委員会における指導助言	<4月～> <ul style="list-style-type: none">・ 実証フィールド（10～20程度の市町村等）に対し、介入実証を実施（ナッジ理論を用いた資材の送付及び受診体制の確保、特定健診との同時実施、受診しやすい受診体制に対する実証）・ 医療経済効果の検討・ 審査・評価委員会における指導助言	<4月～> <ul style="list-style-type: none">・ 実証フィールド（10～20程度の市町村等）に対し、介入実証を実施・ 医療経済効果の検討・ 審査・評価委員会における指導助言 <2月> <ul style="list-style-type: none">・ 事業報告書提出・ 審査・評価委員会における指導助言・ 第4期がん対策推進基本計画の検討	<ul style="list-style-type: none">・ 第4期がん対策推進基本計画施行・ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」等の見直しを検討

令和5年度当初予算 36百万円（一）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- がん検診の受診率は、男女とも全てのがん種で上昇傾向にあるが、第4期がん対策推進基本計画の目標値60%を達成できておらず、がん検診の受診率向上に向けた更なる取組が必要である。
- 令和2年度～令和4年度の「がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業」において、受診率向上効果が実証された受診勧奨策を自治体が主体的に実施できるよう支援することで、がん検診受診率の向上を目指す。

2 事業の概要、スキーム、実施主体等

実施主体 厚生労働省（委託事業）

支援内容

- ・大規模実証事業で得られた効果的な受診勧奨策を各市区町村が活用できるよう、都道府県及び市区町村に対して当該受診勧奨策の説明を行う。
- ・都道府県単位で管内市区町村が課題の共有等ができる研修会を行い、市区町村が策定する実施計画に対する技術的な助言等支援を行う。

都道府県

- ・管内市区町村に受託者が実施する研修会等の機会を提供し、管内市区町村同士の課題共有を支援
- ・管内の市区町村における進捗状況の管理

支援 ↓ 報告 ↑

市区町村

- ・研修会等を踏まえ、実施計画を策定、受診勧奨策の実施

がん検診のあり方に関する検討会

評価 ↓

報告 ↑

厚生労働省

委託 →

報告 ←

受託者

研修会等を通じた支援 →

報告・相談 ←

がん患者の就労に関する総合支援事業

(がん診療連携拠点病院機能強化事業内)

趣旨

- 平成27年度の厚生労働省研究班による調査では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超えている。また、その退職理由としては、「職場に迷惑をかけると思った」「がんになったら気力・体力的に働けないだろうと予測したから」等といった、がん治療への漠然とした不安が上位に挙がっているため、がん患者が診断時から正しい情報提供や相談支援を受けることが重要となっている。
- 本事業では、平成25年度より拠点病院等のがん相談支援センターに就労に関する専門家（社労士等）を配置した。また、がん患者が安心して仕事の継続や復職に臨めるように、平成30年度～令和元年度に「がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業」を実施し、一定の効果がみられた。
- このような状況を踏まえ、令和2年度より、就労に関する専門家の配置に追加して、主治医と会社の連携の橋渡し役となり、患者に寄り添って積極的な介入を行う両立支援コーディネーターを配置することにより、がん患者に対する切れ目のないフォローを実現するとともに、個々のがん患者ごとの治療、生活、勤務状況等を総合的にまとめた「治療と仕事両立プラン」の作成等の両立支援を実施している。

多様な相談ニーズ

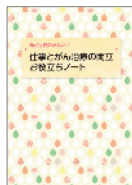
就労（就業継続、復職等）

- 早期のニーズ把握と介入による望まない離職の予防
- 勤務時間の短縮等、治療や生活に応じた勤務形態の調整
- 治療、仕事、生活への漠然とした不安の軽減
→患者の相談支援及び主治医や企業・産業医との調整の支援が必要
- 事業者による不当解雇等の不利益に対する支援
- 休職や社会保障に関する支援 等

※「がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業」の効果の例

(平成30年度～令和元年度の2ヶ年で実施)

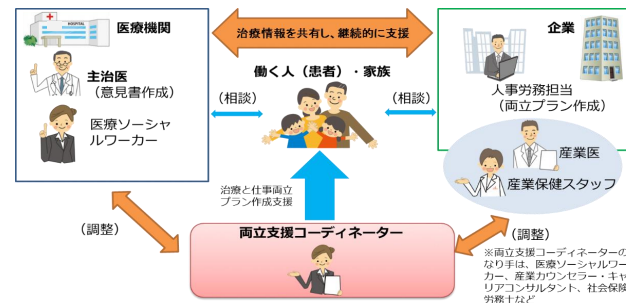
- ・医療従事者への啓発：コンサルテーションや介入依頼の増加
- ・お役立ちノート（両立プラン）の活用：職場との対話に「役立った」
- ・患者向けツール作成、セミナーの開催：就労への準備性の向上



がん診療連携拠点病院における支援体制

がん患者の就労に関する総合支援事業（平成25年度～）

- (1) 拠点病院等に就労の専門家（社労士等）を配置し、相談等に対応する。【平成25年度～】
 - (2) 拠点病院等に両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を配置し、がん患者の診断時からニーズの把握と、継続的に適切な両立支援を行う。【令和2年度～】
- ※（1）もしくは（2）のいずれかの事業を実施する。



ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」

多くの女性が直面する月経の悩みや、妊娠・出産に関する疑問、様々な体調不良等に関して、情報提供しています。
 (1か月あたりの訪問数約35万、PV数約70万)

女性の健康推進室
ヘルスケアラボ
 HealthCareLab

病名や症状を入力

はじめに 女性の健康ガイド 病気を調べる セルフチェック マタニティトラブル レシピ

「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」は、すべての女性の健康を支援するために厚生労働省の研究費で作成しました。

ピックアップ

思春期特有の性や体の悩み
『思春期の性と健康』

更新 2021/10/08 新着記事「妊孕性温存」を追加しました

更新 2021/08/27 妊婦さんの新型コロナウイルスのワクチン接種に…

お知らせ一覧 ▶

セルフチェック

マタニティトラブル

女子力アップレシピ

はじめに

病気を検索

病院検索

病気の早期発見・対応を！女性検診とワクチン

年を重ねるごとにさまざまな病気のリスクが高まります。検診やワクチンで事前の対策をお勧めします。

子宮頸がん予防接種（HPVワクチン）
 【小学1年～高校1年の方向け】

HPVワクチンは子宮頸がんなどHPV（ヒトパピローウイルス）による病気を予防するための予防接種です。

詳しくはこちら ▶

子宮頸がん予防接種（HPVワクチン）
 【1997年～2005年生まれの方へ】

HPVワクチンは本来は高1までの接種が推奨ですが、1997～2005年度生まれの女性は特別で2025年3月まで無料で接種できます。

詳しくはこちら ▶

TOP > これって病気かな？女性の病気セルフチェック

これって病気かな？女性の病気セルフチェック
 「もしかして病気かも？」と不安になったとき、気になる病気をセルフチェックしてみましょう。

- 子宮頸がんチェック
- 子宮体がんチェック
- 乳がんチェック
- 子宮内膜症チェック
- 子宮筋腫チェック
- 生理痛チェック
- 月経前症候群(PMS)/月経前不調気分障害(PMDD)チェック
- 不妊症チェック
- 性行為感染症チェック
- 更年期障害チェック
- 過活動膀胱チェック
- うつ症状チェック
- 不眠症チェック

女性の健康ガイド

- はじめに
- みんな悩んでる 月経のトラブル
- 女性に多い からだの不快感と病気
- 人に相談しにくい デリケートな悩み
- これって大丈夫？ 小児期の気がかり
- こどもからおとなへ 思春期って何
- 思春期に多い からだの不快感と病気
- ひとりりで悩まない 思春期の性と健康
- 要注意！早めに気づいて 子宮と卵巣の病気
- 早めの準備が大切 妊娠・出産のこと

マタニティトラブルQ&A

妊娠中の疑問をいつでもどこでも解決

- 妊娠中の生活あれこれ
- おしものトラブル
- からだの変化と不調
- 体調の変化
- 産後のこと
- 妊娠中や授乳中の薬

女性の健康推進事業

研究代表団体：東京大学産婦人科学教室

http://w-health.jp/



健康増進事業として行う検診等について

健康増進法第19条の2に基づき、市町村は以下の検診等を実施することに努めることとされており、これらの施策について国庫補助を行っている。（補助金：負担割合【国1/3、都道府県1/3、市町村1/3】【国1/3、政令指定都市2/3】）

種類	目的	対象者・受診間隔	検査項目	
歯周疾患検診	歯の喪失を予防する	40、50、60、70歳の者	問診、歯周組織検査	
骨粗鬆症検診	早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防する	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	問診、骨量測定	
肝炎ウイルス検診	肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を図る	40歳以上の者 (過去に検診受診していない者に限る)	問診、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査	
がん検診	胃がん検診	50歳以上の者・2年に1回 (胃部エックス線検査については、当分の間、「40歳以上の者・年1回」で実施可)	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性・2年に1回	問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診	
	肺がん検診	がんの予防と早期発見の推進を図る	40歳以上の者・年1回	質問(問診)、胸部エックス線検査、喀痰細胞診(※) ※原則として、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上である者(過去における喫煙者を含む)に対して実施。
	乳がん検診	40歳以上の女性・2年に1回	質問(問診)、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	
	大腸がん検診	40歳以上の者・年1回	問診、便潜血検査	

※上記以外に、高齢者医療確保法に基づく特定健診の非対象者(生活保護受給者等)に対する健康診査・保健指導も実施。

治療と仕事の両立支援の促進

- 高齢化や近年の診断技術や治療方法の進歩により、病気を治療しながら仕事をされる方の一層の増加が見込まれ、就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われるような支援が必要。
- 「働き方改革実行計画」では治療と仕事の両立支援を図ることとしている。
- 具体的には、省内各局や各種関係機関と連携して以下の取組を推進している。

➤ ガイドライン・マニュアルの作成・周知啓発

事業場向けのガイドライン、企業・医療機関の連携のためのマニュアル等

➤ 地域両立支援推進チームの設置と運営

各都道府県労働局を事務局とし、自治体、医療機関、支援機関等との連携した取組の推進

➤ 広報活動

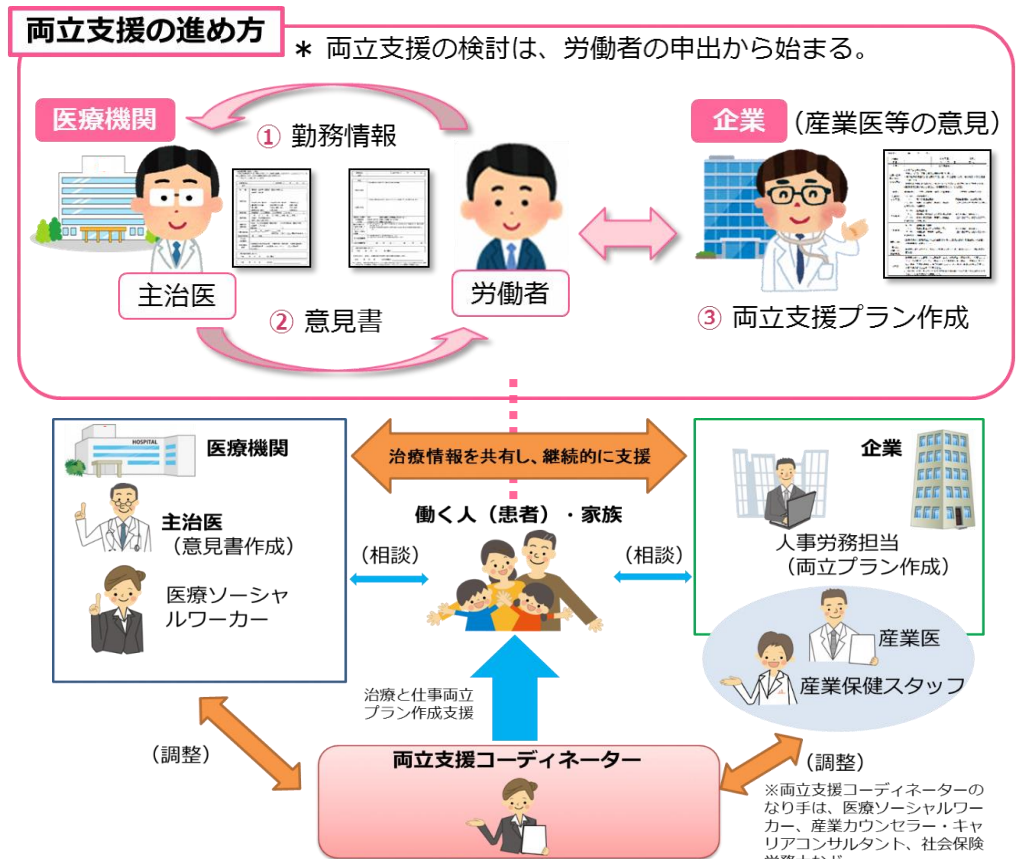
シンポジウム、セミナー、ポータルサイトによる情報発信等

➤ 労働者健康安全機構・都道府県の産業保健総合支援センター等を介した支援

両立支援コーディネーターの養成、助成金

➤ 診療報酬（療養・就労両立支援指導料）

対象疾患：がん、脳卒中、肝疾患（慢性経過）、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症



産業保健活動総合支援事業の概要

実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構（産業保健活動総合支援事業費補助金）

事業目的：中小企業等における産業保健活動の取組に対する支援（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等）

支援内容：①事業者、産業医等に対する研修の実施、相談対応

②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、団体等に対する助成金の支給等

産業保健総合支援センター

※47都道府県に設置

■ 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

- 産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、相談対応
- メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による個別訪問支援
- 事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

地域産業保健センター

※産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

■ 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

- 長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
- 健康診断結果についての医師からの意見聴取
- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

団体経由産業保健活動推進助成金

- 事業主団体等や労災保険の特別加入団体が傘下の中小企業等に対し、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、産業医等と契約した場合、その活動費用等の90%（上限500万円（一定の要件を満たした団体は1,000万円））を助成（原則、1団体につき年度ごとに1回限り）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>) において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。
【アクセス件数実績(令和4年度)： 約900万件】

職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援・助成制度
- 統計情報
- 関係行政機関の情報 等



メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談・SNS相談窓口の設置

労働者やその家族からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケアなどに関する相談、事業者や産業保健スタッフ等からのメンタルヘルス・過重労働対策などに関する相談に応じる、メール相談・電話相談・SNS相談窓口を設置。

「こころの耳メール相談」(平成26年7月～)

○相談実績 (令和4年度)：4,234件

「こころの耳電話相談」(平成27年9月～)

※平成28年度に「こころほっとライン」から改称

- 専用ダイヤル：0120-565-455
- 受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00
(祝日、年末年始を除く)

○相談実績(令和4年度)：27,177件

「こころの耳SNS相談」(令和2年6月～)

- 受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00
(祝日、年末年始を除く)
- 相談実績(令和4年度)：7,808件

厚生労働省

こころの耳をご存じですか？

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです

働く方へ

- ・セルフケア
- ・セルフチェック(ストレス・疲労度検査)
- ・相談窓口

事業者の方へ

- ・他社の取組事例
- ・ストレスチェック
- ・職場環境改善

ご家族の方へ

- ・うつ病について
- ・ご家族へのケア
- ・医療機関の検索

部下を持つ方へ

- ・部下へのケア
- ・休業・復職者への対応

あなたの笑顔のために

支える方へ

- ・研修に使える資料
- ・パンフレット

こころの耳の相談窓口

働く人の「こころの耳電話相談」	働く人の「こころの耳SNS相談」	働く人の「こころの耳メール相談」
0120-565-455	スマートフォンなどで右のQRコードを読み取ると友だち登録できます	こころの耳メール
月曜日・火曜日 17:00～22:00 土曜日・日曜日 10:00～16:00 (祝日、年末年始はのぞく)	月曜日・火曜日 17:00～22:00 土曜日・日曜日 10:00～16:00 (祝日、年末年始はのぞく)	24時間受付 1週間以内に返信します

※相談の受付には利用規約への同意が必要で、あらかじめ利用規約をご確認ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 こころの耳運営事務局
厚生労働省からの委託を受けて運営しています

不妊治療と仕事との両立

＜検討課題＞

- 不妊治療経験者の**16%（女性は23%）**が、**不妊治療と仕事を両立できずに離職**している。
- 両立が難しい理由は、**通院回数の多さ、精神面の負担、通院と仕事の日程調整の難しさ**。
（※）不妊治療のための通院は、1回あたりは短時間だが、頻繁に求められることが一般的。
- 不妊治療を受けていることを**職場に知られたくない**という人もいるため、**配慮が必要**。
⇒ 企業における、**通院に必要な時間を確保しやすい（休みやすい）職場環境整備**が必要。
 - ・・・ 具体的には、①半日単位・時間単位の年次有給休暇
②不妊治療のための休暇制度や多目的休暇
③時差出勤やフレックスタイム制等の**多様な選択肢（休み方）を用意**することが望ましい。

＜対応方針＞

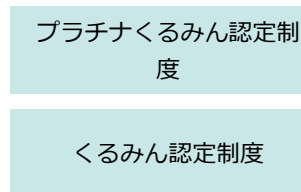
- （1）社会的機運の醸成（理解促進）（令和2年度中から順次実施）
 - 事業主等向けシンポジウム（令和2年12月）、経済団体への要請、SNSでの情報発信、子育て応援コンソーシアムの活用（内閣府）
- （2）企業による職場環境整備の促進（令和3年度から実施）
 - 制度的対応
 - ・ **次世代育成支援対策推進法**に基づく「**行動計画策定指針**」の改正（令和3年2月告示、4月から適用）
事業主が策定する「一般事業主行動計画」に「不妊治療と仕事との両立」を盛り込むことで、計画的な取組を促進
 - ・ **次世代育成支援対策推進法**に基づく「**くるみん認定制度**」等に「不妊治療と仕事との両立」に係る基準を追加（令和4年4月）
不妊治療と仕事との両立に関する取組を行う事業主へのインセンティブを設け、更に取組を促進
 - 企業の取組支援
 - ・ 不妊治療を受けやすい職場環境整備に取り組む**中小企業向け助成金**（令和3年度～）
 - ・ マニュアル・ハンドブックの作成
 - ・ シンポジウムの開催（令和2年度、令和4年度）、研修会等の実施（令和3年度～）
 - ・ 都道府県労働局による周知啓発・相談支援

※ 令和2年10月に立ち上げた内閣府・厚労省連携の職場環境整備検討チームにおいても、上記対応方針を含めとりまとめ（令和2年12月3日）。

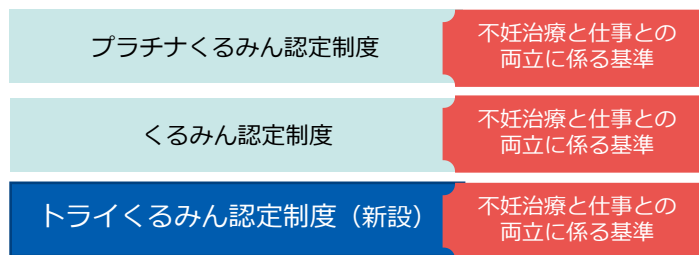
くるみん「プラス」認定の創設(不妊治療と仕事との両立に係る基準の追加)

改正内容

<改正前>



<改正後> (令和4年4月~)



次世代育成支援の取組を行う企業に、不妊治療と仕事との両立に関する取組も行っていただくインセンティブを設ける観点から、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの一種として新たな類型「プラス」を設け、認定基準に「不妊治療と仕事との両立」に関する基準を追加する。

※「不妊治療と仕事との両立」に関する基準の認定については、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの申請を行う際の必須基準ではなく、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの認定基準のみの認定申請を行うことも可能。

認定基準

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準は、以下の基準とする。

※ くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんで基準は共通のもの。

<不妊治療と仕事との両立に関する認定基準>

- ・ 次の①及び②の制度を設けていること。
 - ① 不妊治療のための休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
 - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する企業トップの方針を示し、講じている制度の内容とともに社内に周知していること。
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- ・ 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談等に応じる両立支援担当者を選任し、社内に周知していること。

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

令和5年度予算額 40百万円 (40百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療(生殖補助医療等)によって誕生する子どもも14.3人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができず、16%(男女計(女性は23%))の方が退職している。

また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まっている。

このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進することとする。

2 事業の概要・スキーム

I 専門家による検討委員会の開催

- ①不妊治療と仕事との両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
- ②不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査の企画、実施、調査結果のとりまとめ
- ③不妊治療と仕事との両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討 等

II 不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象とした研修会の実施

不妊治療を受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組む企業等の両立支援担当者等を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。

III 不妊治療と仕事との両立に係る諸問題についての実態調査

不妊治療と仕事との両立に係る諸問題を把握するため、企業及び労働者を対象に調査を実施する。
(平成29年度に委託事業により調査を実施しているが、令和4年度から不妊治療に保険適用がされたこと等を踏まえ、最新の实態やニーズを把握するために実施する。)

事業実績(令和4年度):セミナーに参加して「非常に参考になった」「参考になった」と回答した企業の割合 89.8%

3 実施主体

委託事業(民間団体)

参考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】

(不妊治療への支援より抜粋)

○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

令和5年度予算額 1.2億円（4.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも14.3人に1人（2019年）となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができずに16%（女性の場合は23%）の方が退職しており、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題となっている。

このため、不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた事業主を支援することにより、不妊治療による離職防止を図る。

2 事業の概要・スキーム

1 支給対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

2 支給要件

(1) 環境整備、休暇の取得等

- ① 不妊治療と仕事との両立を支援する企業トップの方針を雇用する労働者に周知していること
- ② 不妊治療のための休暇制度・両立支援制度（上記1①～⑥）について、労働協約又は就業規則に規定するとともに労働者に周知していること
- ③ 不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの把握（調査の実施）を実施していること
- ④ 不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任していること
- ⑤ 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度（上記1①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

(2) 長期休暇の加算

上記（1）の休暇取得者も含め、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

3 支給額

(1) 環境整備、休暇の取得等

上記2（1）により環境整備を図り、最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計5日（回）以上利用した場合

1事業主当たり、30万円

(2) 長期休暇の加算

上記2（2）により休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

1事業主当たり、30万円（（1）の休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

4 支出科目

労働保険特別会計 雇用勘定から支給

支給機関

都道府県労働局

支給実績(令和4年度): 49百万円(169件)

働く女性の心とからだの応援サイト



◎ 企業や働く女性に対して、母性健康管理や女性の健康課題に関する情報を提供する専用サイト。

＜サイトの内容＞

- ・事業主や全国の女性関連施設等向けの研修用の教材、動画の配信
- ・母性健康管理、月経等に関するメール相談の実施
- ・事業所における具体的取組の好事例の掲載
- ・母性健康管理指導事項連絡先カードの内容等に関する情報提供

等

不妊治療と仕事の両立のページ



不妊治療と仕事の両立のために

5.5組に1組が不妊の検査や治療をしていると言われています。（※）不妊の原因は男女半々にあり、原因不明の場合もありますが、治療においては、妊娠をする側の女性の負担が大きいのが実状です。働く女性が、仕事と両立していくためには、何が必要なのでしょう。企業のサポート事例などを見てください。

※国立社会保障・人口問題研究所「2015年社会保障・人口問題基本調査」による

- | | | |
|---------------------------|---------------|-----------|
| 1. 働く女性の43%が仕事と両立できません... | 2. なぜ両立が難しいのか | 3. 助成金はなし |
| 4. 職場のサポート | 5. 事業主の皆さまへ | |

企業取組事例集のページ



性別によらず、一人一人のライフステージ・健康状態に適した働き方の選択肢を示し、その中で、女性の健康課題に対する支援や配慮を行うことは、職場における従業員の均等待遇や一体感の醸成につながります。女性、男性に関わらず、従業員の誰もが健康に働く職場では、生産性や定着率が向上し、長期的な人材確保の観点からも重要なメリットがあります。誰もが健康に働く職場づくりに取り組む企業の事例を集めました。



J:COM 株式会社

2022.10.31 up!



担当者2人から始めた健康増進活動は、できることからコツコツと活動を続け、全社的な取り組みへ、同業他社の従業員も研究参加や動画コンテンツの視聴ができるようにするなど、効果は社外へも波及。各拠点のベストプラクティス事例を社内報で展開し、自発的に案を出すことで、従業員同士が影響を与え合っている。

[> 詳しくみる](#)



社会福祉法人青谷学園

2022.11.18 up!

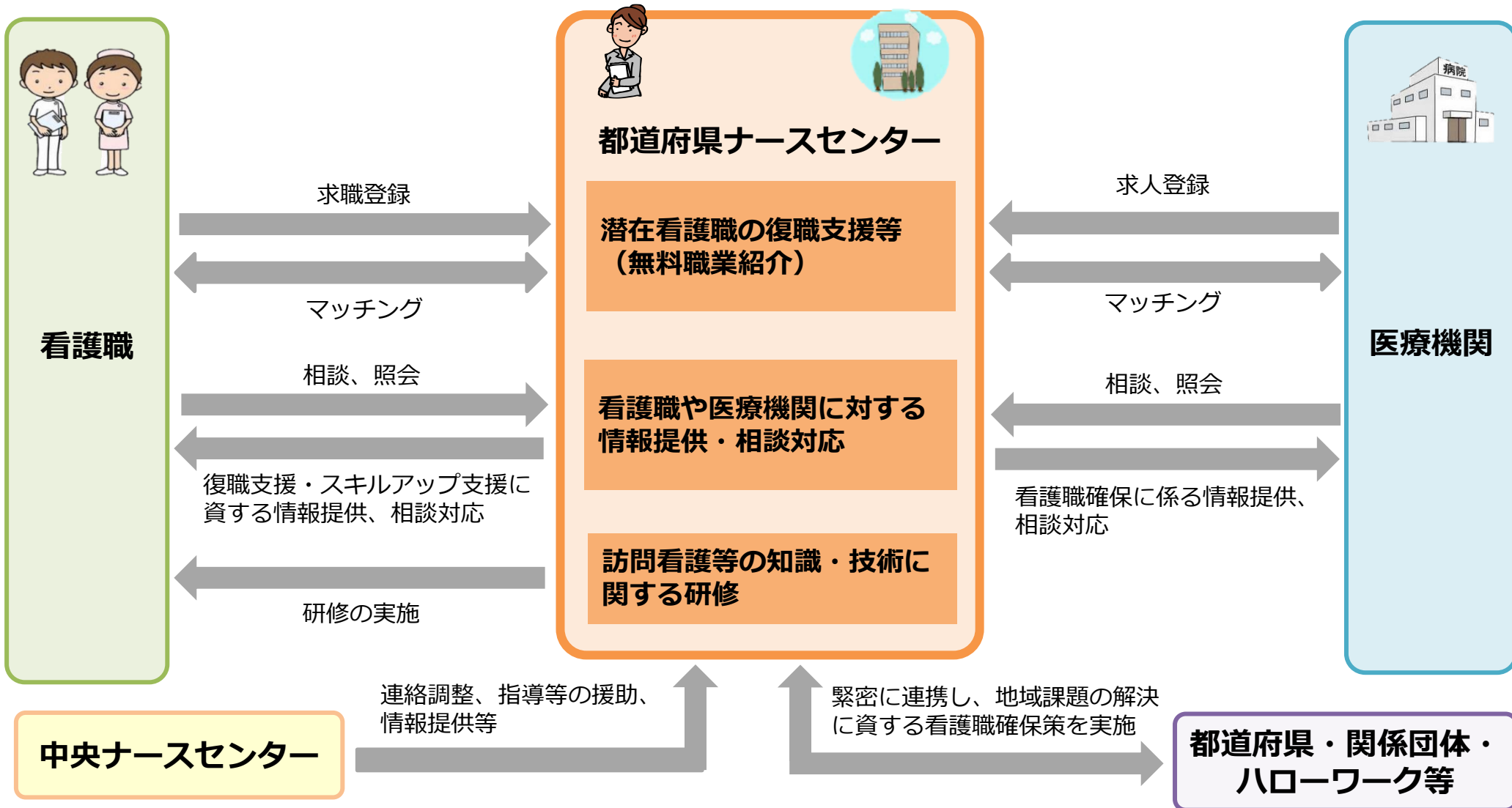


連休3日制を取り入れたことで休日が増え、病気になることも治療しながら仕事と両立しやすい。夜勤の拘束時間も減少し、身体の負担も軽減。毎日いきいきと生活を送るための宣言「いきいき宣言」によって、職員が笑顔で健康に働く職場へ。

[> 詳しくみる](#)

都道府県ナースセンターによる看護職の就業・資質向上支援

都道府県ナースセンターは、①潜在看護職の復職支援等（無料職業紹介）、②看護職や医療機関に対する情報提供・相談対応、③訪問看護等の知識・技術に関する研修の実施等を通じて、地域における看護職の就業・資質向上を支援している。



※平成30年末時点の推計では、65歳未満の就業者看護職員数は約154.0万人（平成22年末：約139.6万人）、65歳未満の潜在看護職員数は約69.5万人（平成22年末：約71.5万人）

（資料出所）令和2年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「新たな看護職員の働き方等に対応した看護職員需給推計への影響要因とエビデンスの検証についての研究」（代表研究者：小林美亜）、平成24年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業「第七次看護職員需給見直し期間における看護職員需給数の推計手法と把握に関する研究」（代表研究者：小林美亜）

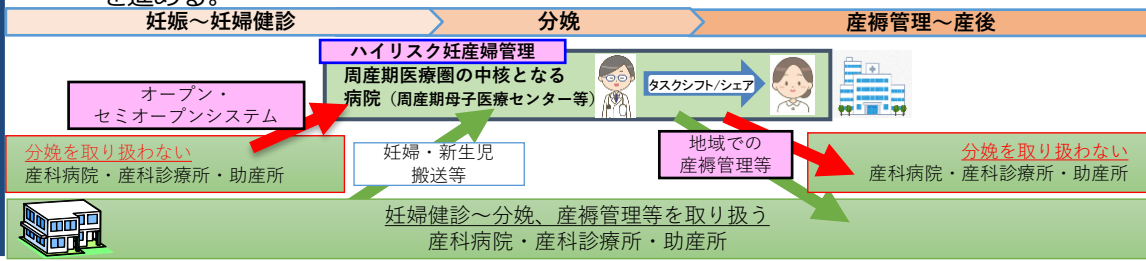
周産期の医療体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

概要

- 周産期医療の質の向上と安全性の確保のため、周産期医療に携わる医師の勤務環境の改善を進めつつ、必要に応じて周産期医療圏の柔軟な設定を行い、医療機関・機能の集約化・重点化を進める。
- 保健・福祉分野の支援や小児医療との連携を含む周産期に関わる幅広い課題の検討に専門人材等も参画し、周産期医療に関する協議会を活用する。
- ハイリスク妊産婦への対応や、医療的ケア児の在宅ケアへの移行支援など、周産期医療体制の整備を進める。
- 新興感染症の発生・まん延時に備えた周産期医療体制を整備する。

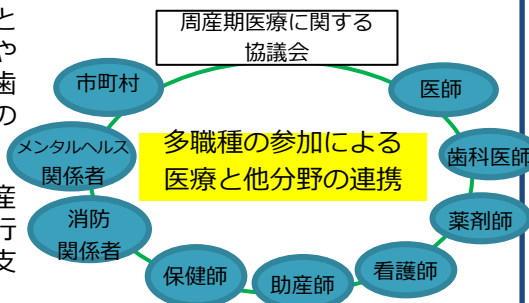
周産期医療の集約化・重点化

- 基幹施設を中心とした医療機関・機能の集約化・重点化を進める。ハイリスクでない分娩は、その他の産科医療機関で取り扱うことや、分娩を取り扱わない医療機関において妊婦健診や産前・産後のケアや、オープンシステム・セミオープンシステム等を実施することを検討するとともに、産科医師から助産師へのタスクシフト/シェアを進める。



周産期医療に関する協議会

- 医師の他、助産師等看護職を含むことを基本とし、妊婦のメンタルヘルスケアに携わる人材や消防関係者、さらに、地域の実情に応じて、歯科医師、薬剤師、保健師等必要な職種その他の関係者の参画を検討する。
- 社会的ハイリスク妊産婦への対応として、周産期医療に関する協議会等を通じて、市町村が行う保健・福祉等の支援等の情報共有を図り、支援につなげる。



ハイリスク妊産婦への対応

- NICUや専門医などの機能や人材の集約化・重点化などを通じて、総合周産期母子医療センターを中心として、周産期医療に精通した医療従事者育成を含めて、母体又は児のリスクが高い妊娠に対応する体制を構築する。
- 集約化・重点化により分娩施設までのアクセスが悪化した地域に居住する妊産婦に対して、地域の実情に応じて対策を検討する。

在宅ケアへの移行支援

- 周産期医療関連施設は、NICU長期入院児等が自宅に退院する前に、当該施設の一般病棟や地域の医療施設への移動等の段階を経ることにより、医療的ケア児の生活における療養・療育への円滑な移行を支援する。

産科区域の特定

- 分娩を取り扱う医療機関は、母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましいなか、当該医療機関の実情を踏まえた適切な対応を推進する。

病院長等を対象としたマネジメント研修事業

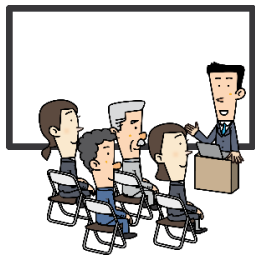
令和5年度予算額 32百万円 (40百万円) ※ ()内は前年度予算額

1 事業の目的

医師の働き方改革を進めるにあたり、個々の医療機関が労働時間短縮・医師の健康確保を進めていくことが重要とされている。しかし、現時点においては医師の在院時間ですら管理していない病院もあり、管理者の意識改革を早急に進める必要がある。また、改革の必要性は認識しているがどのように取り組めばいいかわからない医療機関管理者もいると考えられる。医療機関管理者について、医師の労働時間短縮策等の必要性に認識を高めるとともに、具体的なマネジメント改革の進め方の普及を図る。

2 事業の概要・スキーム・事業主体等

研修会の開催



〈内容〉

- ・ 医師の働き方改革等の政策動向の説明 (行政担当者)
- ・ 取組事例の周知 (医療機関)

〈対象者〉

- ・ 病院長
- ・ 事務長
- ・ 中堅若手医師 等

各医療機関での実践



研修を受講した病院長等が
院内の勤務環境改善策を検討・実施

〈実施主体等〉

- ①実施主体
：委託費
(公募により選定)
- ②委託先
：学術団体等
- ③補助率・単価
：定額 (10/10)
- ④負担割合 (国、地方)
：委託費

医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関への支援体制の構築（平成26年10月1日施行）

【事業イメージ（全体像）】

医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国の指針・手引きを参照して、各医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を行う仕組み（勤務環境改善マネジメントシステム）を創設するとともに、各都道府県に、こうした取組を行う医療機関に対する総合的・専門的な支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を設置する。センター事業は地域の医療関係団体等による実施も可能。（都道府県の実情に応じた柔軟な実施形態が可能。）

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

医療労務管理支援事業 （医療労務管理アドバイザー等の配置）

○労務管理面でのアドバイザー等の配置

社会保険労務士
医業経営コンサル
タナントなど



一体的な支援

医業経営アドバイザー

- 診療報酬制度面
- 医療制度・医事法制度面
- 組織マネジメント・経営管理面
- 関連補助制度の活用等に関する専門的アドバイザーの派遣等

都道府県
労働局

※ 地域の関係団体と連携した支援
医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・病院協会・社会保険労務士会・医業経営コンサルタント協会等

マネジメントシステム
の普及・導入支援、
相談対応、情報提供等

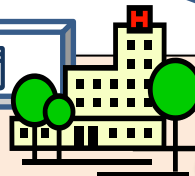
勤務環境改善に取り組む医療機関

勤務環境改善マネジメントシステム



院内で、院長、各
部門責任者やス
タッフが集まり協
議

ガイドラインを参考に
改善計画を策定



現状の分析

課題の抽出

改善計画の策定

- ・医療従事者の働き方・休み方の改善
多職種の役割分担・連携、チーム医療の推進
医師事務作業補助者や看護補助者の配置
勤務シフトの工夫、休暇取得の促進 など
- ・働きやすさ確保のための環境整備
院内保育所・休憩スペース等の整備
短時間正職員制度の導入
子育て中・介護中の者に対する残業の免除
暴力・ハラスメントへの組織的対応
医療スタッフのキャリア形成の支援 など

令和5年度予算額 19百万円（11百万円）※（）内は前年度予算額

1 事業の背景

○ 医師・看護職等の医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法（平成26年10月1日施行）に基づき、勤務環境改善マネジメントシステム（※1）が創設されるとともに、各都道府県に医療勤務環境改善支援センター（※2）が設置されている。

（※1）医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み

（※2）医療機関のニーズに応じた総合的・専門的な支援を行う体制を各都道府県で整備。センターの運営には「地域医療介護総合確保基金」を活用。平成29年3月、全都道府県に設置済み。

2 事業の概要・目的

○ 医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を総合的にサポートしているが、各都道府県により設置時期や取組状況が様々であることから、①有識者による、勤改センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言、②支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料の作成を委託事業により実施し、勤改センターの活動の活性化やアドバイザーの質の均てん化とその向上を図るものである。③支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援、支援センターが行う医療機関に対する支援に対して本事業から有識者を派遣、令和3年度まで開催しているアドバイザー等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、知識のインプットにとどまらず、アウトプットを意識した研修会の開催（③が拡充部分）

3 事業スキーム・実施主体等

①支援センター実施団体及びアドバイザーに対する指導・助言

- 支援センター実施団体やアドバイザーからの要請を受け、医療勤務環境に関する有識者が、指導・助言を行う。
- 全国のアドバイザーを対象として、好事例の説明会等を開催する。



②都道府県職員やアドバイザーを対象とした研修のための教材開発

- 医療勤務環境に関する有識者らにより、勤務環境改善に取り組んでいる医療機関の実態調査や検討会等を行い、支援センターの運営やアドバイザーの活動に資する資料を作成し、研修会等で教材等として活用する。

③支援センター訪問・医療機関への有識者派遣・研修会の小規模分割開催

- 支援センターの活動に対する、厚労省職員や有識者による訪問等による支援。
- 支援センターが行う医療機関への有識者の派遣。
- アドバイザー等を対象とする研修会を、小規模に分割開催し、アウトプットを意識した研修会の開催。



＜実施主体等＞

実施主体：学術団体等（公募により選定）

事業実績：

- アドバイザー向け働き方改革推進資料（ツール類）の作成及び公表
- アドバイザー研修実施回数等（令和3年度5回、計290人参加）

勤改センターの活動の活性化
アドバイザーの質の均てん化及び向上

都道府県 医療勤務環境改善支援センター

各医療機関の勤務環境改善マネジメントシステムに基づく「勤務環境改善計画」の策定・実施・評価等を、専門家のチームにより、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的にサポート

医療労務管理支援事業（労働基準局予算）

○労務管理面でのアドバイザー配置



社会保険労務士、
医療経営コンサルタントなど

産業分野アドバイザー事業（医政局予算）（地域医療介護総合確保基金対象事業）

○診療報酬制度面、医療制度・医事法制面

○組織マネジメント・経営管理面等の専門的アドバイザー派遣等

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。(医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施)

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1. 補助の対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。



< 具体的な要件 (いずれかを満たす) >

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

- ① 救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満
- ② 救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
 - ・ 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
 - ・ 離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、
 - ・ 周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
 - ・ 脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

2. 交付の要件 ※B水準・連B水準相当(派遣先は労働時間を通算し以下の要件を満たせば可)

月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用(雇用予定含む)している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組

医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・ 勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・ 当直明けの勤務負担の緩和
- ・ 複数主治医制の導入
- ・ 女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・ タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・ これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組



3. 補助対象経費

上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

4. 補助基準額

最大使用病床数 × 133千円

※20床未満の場合は20床として算定。

子育て世代の医療職支援事業

令和5年度予算額 52百万円 (52百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、医師についても女性割合が高まっているが（現在、医師の約2割、医学部生の約3分の1が女性）、出産・育児・介護等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、ライフイベントとキャリアの両立が課題となっている。

また、令和6年度からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の働き方改革を進め、子育てを契機とした離職を防止するためには、産休・育休後の復職支援体制、復職後の多様なキャリアパスの設定などの環境整備に加え、子育てを女性だけの問題とせず、男性の育休取得も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要である。

このような状況を踏まえ、子育て世代の医療職支援の先駆的な取組を行う医療機関に対して、地域の医療機関に普及可能な支援策のモデルの構築や、シンポジウム等の普及・啓発等のための必要経費等を支援することで、当該医療機関における子育て中の医師が希望に応じて就業継続・復職が可能な環境の整備を進め、以て全国へ子育て世代の医療職の支援を普及させることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

①効果的支援策モデルの作成

子育て世代の医療職支援に関する医療機関等のニーズを踏まえ、関係団体、有識者等とともに普及推進可能な効果的支援策モデルを構築する。

②効果的支援策モデルの普及

上記①で構築した支援策モデルを全国へ普及させるため、シンポジウムの開催や学会発表等を行う。

③効果的支援策モデルの実証

構築した効果的支援策モデルを用いた働き方支援を実施し、成果・課題等の検証を行う。また、上記②の普及により他の医療機関等で実施された取組の成果・課題等についても情報収集し、内容について整理・分析する。

新たに就職又は再就職する子育て世代医師



③復職率等の実績公表



①キャリアと家庭を両立出来るような取組を実施するために必要な経費を支援

②事業成果等の実績報告

厚生労働省



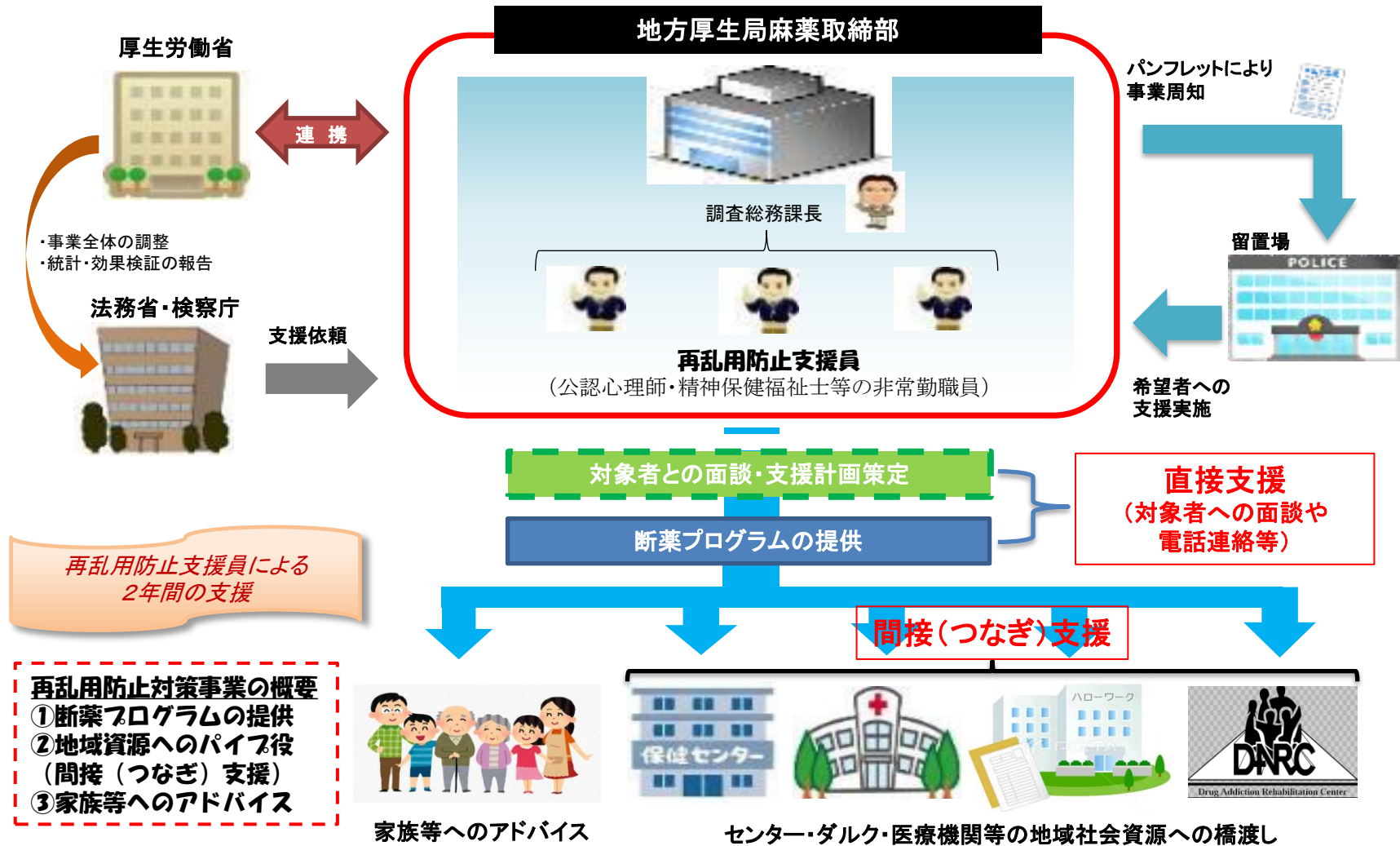
3 実施主体等

実施主体：公募により選定された医療機関

補助率：10/10

事業実績：8機関（令和3年度実績）

再乱用防止対策事業のイメージ



再乱用防止対策事業における支援について

支援対象者

①初犯者等

保護観察の付かない執行猶予者

②初犯者等以外の者

初犯者等以外の薬物乱用者のうち、自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む者

支援内容

(原則再乱用防止支援員のみが支援を行う)

①対象者と面接(アセスメント)

→対象者に対し、再乱用防止対策事業への参加の意向を確認

】 **支援実施可否
の決定**

②対象者や家族への支援

- ・対象者本人への電話連絡や面談
- ・家族等への電話連絡や面談
- ・地域資源の紹介(精神保健福祉センター、医療機関、自助団体等)
- ・断薬プログラムの提供

※支援期間は原則2年間

依存症対策の全体像

○依存症対策（アルコール・薬物・ギャンブル等）については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などを総合的に推進。

